

北海道農政部長 各農政局消費・安全部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長	}	宛
--	---	---

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

キウイフルーツかいよう病の新系統(Psa3 系統)の発生について

標記病害の発生について、早期発見と早期防除のため、平成 26 年 5 月 9 日付け 26 消安第 941 号植物防疫課長通知において、栽培中のキウイフルーツにおいて Psa3 系統の発生が懸念される場合は植物防疫課あて報告するよう依頼しているところです。

今後のまん延防止の徹底を図るため、現在も感染経路の解明のための調査を進めているところですが、感染経路として考えられる穂木（苗を含む）や、感染経路となる積極的な根拠はないが、花粉についても注意が必要となるため、貴職におかれましては、関係機関に対し、下記について、周知等の指導をいただけますようお願いいたします。

記

- 1 現在、キウイフルーツの穂木や花粉を産地等で保管しており、都道府県等で新系統の検定を行おうとしてもその実施が困難な場合は、植物防疫課に相談すること。
- 2 無病穂木の確保のため、各県の穂木生産地及びその穂木の出荷先の把握を行い植物防疫課に報告すること。また、当該産地に対して本病が発生しないように注意喚起を行い、新系統の発生が疑われる場合は、系統判別検定を行うこと。なお、系統判別検定を行うことが困難な場合には、植物防疫課に相談すること。